

農業基盤復旧復興整備計画策定事業実施要領

平成23年11月21日付け23農振第1906号
最終改正 令和3年4月1日付け2農振第3587号

東北農政局長 殿

農村振興局長

第1 趣旨

農業基盤復旧復興整備計画策定事業の実施については、農業基盤復旧復興整備計画策定事業実施要綱（平成23年11月21日付け23農振第1905号農林水産事務次官依命通知。以下「要綱」という。）によるほか、この実施要領によるものとする。

第2 事業の内容

- 1 要綱第2の1の（1）及び（2）の内容は、別紙1に定めるものとする。
- 2 要綱第2の1の（3）の内容は、別紙2に定めるものとする。

第3 事業の実施手続

要綱第4の事業の実施手続は、要綱第2の1の（1）及び（2）にあっては別紙1の第4、要綱第2の1の（3）にあっては別紙2の第4に定めるものとする。

第4 事業に要する費用

要綱第2の1の（3）に要する費用のうち国の助成対象となるものは、別紙2の第5に定めるものとする。

附 則

この通知は、令和3年4月1日から施行する。

別記様式第1号

調査地域報告書

番 号
年 月 日

農村振興局長 殿

東北農政局長

別紙の地域について、農業基盤復旧復興整備計画策定事業の実施地域として選定したので、農業基盤復旧復興整備計画策定事業実施要領別紙1の第4の1に基づき報告します。

別記様式第2号

事業結果報告書

番 号
年 月 日

農村振興局長 殿

東北農政局長

別紙の地域について、調査を実施したので、農業基盤復旧復興整備計画策定事業実施要領別紙1の第4の2に基づき報告します。

記

1. 調査結果

別紙のとおり

2. 決算書

区分	本年度精算額	本年度予算額	差引増減額	備考
国庫負担金				
計				

要領別紙 2（農地集積のための調査・調整に係る運用）

第 1 対象地域

本事業の対象地域は、東日本大震災の津波被災農地のうち、東日本大震災に対処するための土地改良法の特例に関する法律（平成23年法律第43号）第 2 条第 2 項の特定災害復旧事業、同条第 3 項の復旧関連事業等によって農地の復旧・整備を行って利用集積を図る地域とする。

第 2 事業の内容

本事業の内容は、以下のとおりとする。

- 1 農地等の所有・利用状況や農業者等の意向の調査活動
- 2 農地の復旧・整備の事業計画・換地計画及び農地集積に関する合意形成のための調整活動
- 3 農地集積に関する関係機関・団体との調整活動
- 4 農業機械の利用再編に関する調整活動
- 5 普及指導センター等の指導・助言を受けて行う営農計画に関する調整活動
- 6 その他の農地集積のための調査・調整活動

第 3 事業実施主体

本事業の事業実施主体は、市町村、土地改良区及び農業協同組合とする。

第 4 事業の実施手続

- 1 本事業を実施しようとする者は、別記様式第 1 号により、調査・調整事業計画を作成し、別記様式第 2 号により作成した事業採択申請書に添付して東北農政局長に提出するものとする。
- 2 東北農政局長は、1 の申請を審査の上、本事業を実施させることが適当であると認めるときは、事業の採択を決定し、別記様式第 3 号により、申請者に事業採択通知書を交付するものとする。
- 3 事業実施主体は、調査・調整事業計画における活動計画の主な取組内容及び実施期間の変更が生じた場合は、1 に準じて手続きを行い、東北農政局長の承認を受けるものとする。

第 5 助成

国による助成の対象となる経費は以下のとおりとする。

- 1 賃金
- 2 共済費
- 3 謝金
- 4 旅費
- 5 需用費
- 6 役務費
- 7 委託料
- 8 使用料及び賃借料
- 9 備品購入費
- 10 技術員手当